

離婚届に伴う他の手続

下記事項をお読みいただき、該当する窓口で手続きをしてください。

また、夜間・休日等に届出された方は、平日業務時間内にそれぞれ手続きをお願いします。

該当事項	窓 口	ご 案 内
住民票異動	新館 ⑪番 市民戸籍課 住民記録係 Tel.055-278-1664	転入・転出・市内での転居・世帯変更等の住民票の異動をされる方は、別に手続きが必要となります。なお、業務時間外は住民票の異動手続きはできませんので、後日手続きをしてください。 ※転入等異動のあった日から、14日以内に手続きが必要です。
マイナンバーカード 住基カード	新館 ⑪番 市民戸籍課 住民記録係 Tel.055-278-1664	カードをお持ちの方ので姓が変更になる方は、手続きをしてください。
国民健康保険	新館 ⑭番 保 険 課 国民健康保険税係 Tel.055-278-1665	(現在加入している方) 保険証・印鑑を持って窓口で手続きをしてください。 (新規で加入する方) 健康保険資格喪失証明書等・印鑑を持って窓口で手続きをしてください。 ※社会保険の方は、事業所へ問い合わせてください。
国民年金	新館 ⑭番 保 険 課 高齢者医療・年金係 Tel.055-278-1665	1号被保険者で姓または住所の変更がある方 今まで3号被保険者(扶養されていた方)の方 年金手帳・被保険者資格喪失証明書等・印鑑を持って窓口で手続きをしてください。
児童扶養手当 制度 ひとり親家庭 医療費制度	本館 ②番 子育て支援課 児 童 係 Tel.055-278-1692	該当される方は窓口で手続きをしてください。

お早めに市役所該当窓口で手続きをしてください。

※戸籍の届出の際に本人確認を実施しています。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

※手続きにおいてマイナンバーが分かる書類(マイナンバーカードや通知カード等)が、必要になる場合があります。

【業務時間外に届出された方へ】

夜間・休日等に届出される場合、届書の内容を担当で確認・審査した上で、受理決定をします。
記入内容や添付書類の不備等で受理できない場合や、訂正していただく必要がある場合は届出人本人に来庁していただく場合があります。届書の連絡先欄に昼間連絡が取れる電話番号のご記入をお願いします。

【お子様の戸籍について】

お子様は父母の方が離婚されても本籍・氏は変わりません。父又は母と同じ本籍・氏に変更されたい場合は、家庭裁判所で許可を取り、その後許可書をもって入籍届をする必要があります。
15才未満の子については親権者の方が、15才以上の方はご本人が、子の居住地を管轄する家庭裁判所に申立てしてください。その際、離婚後の父又は母の戸籍謄本と子の戸籍謄本が必要になります。詳細は家庭裁判所へお問合せ下さい。甲府家庭裁判所 055-235-1131(代表)